

令和元年9月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和元年 9月13日(金) 開会 午後2時 7分  
閉会 午後2時39分

場所 議会運営委員会室

出席委員 齊藤邦明委員長

杉島理一郎副委員長、井上航副委員長

松澤正委員、白土幸仁委員、木下高志委員、田村琢実委員、本木茂委員、

齊藤正明委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、井上将勝委員、

木村勇夫委員、安藤友貴委員、権守幸男委員、秋山文和委員

出席者 神尾高善議長、新井豪副議長

欠席委員 なし

説明者 奥野立副知事、石川英寛企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

**田村委員**

協議の前に申し訳ないが、1点確認をさせていただきたい。

8月11日、12日付近に発行された「埼玉県日本共産党後援会ニュース号外」で「埼玉県議会は自民党によって、非民主的な、異常な議会運営など、横暴のかぎり尽くされています。」と書かれている。議会運営委員会は、民主的で、皆様の御賛同を得て運営をされているという私どもの認識が間違っていたのか、共産党の委員にお答えいただきたい。

また、この記事の意味するところをお答えいただきたい。

我々は、議会運営委員会を開いてしっかりとした民主的な議会運営をしているつもりである。ミスリードをされることは非常に遺憾である。共産党の見識を問う。

**秋山委員**

直接読んでいない。初めて確認したところであるので、持ち帰ってよく検討する。

**田村委員**

持ち帰るということは、この委員会が止まることになるがよいか。

**秋山委員**

このこと以外で進めるべきものは進めていいのではないか。

**田村委員**

私は、重要な議会運営の在り方を問うている。非民主的で異常だと言われたら、これからの議運の協議事項が進まない。共産党の見識を問いたい。

**秋山委員**

議運の運営が異常だということではない。議運の中で意見の対立や多数決になることもあるが、きちんと運営されていると考えている。

**田村委員**

それであれば、共産党の謝罪を求める。

**秋山委員**

個人では答えられないので持ち帰らせていただきたい。私の一存で決められる立場ではない。

**田村委員**

委員会を止めるわけにはいかないのですが、秋山委員としては、民主的で横暴ではない議会運営がなされているという考えでよいか。

**秋山委員**

議運の場において多数決で決まることが非常に多く、そのことは遺憾である。全会一致で進んでいくことが望ましいと思っているが、その限りでは記事は言い過ぎの部分もあるのではないかと。

### 田村委員

議会運営委員会が自民党によって民主的に運営されているのか、いないのか、横暴が尽くされているのか、尽くされていないのか、共産党を代表して出席している秋山委員の考えを聞いている。

### 秋山委員

私は合意の上で進んでいると考える。多数決も多いが。

### 田村委員

私は、非民主的か横暴かを聞いている。多数決の話を知っているのではない。

### 秋山委員

私は横暴とは思っていない。横暴が尽くされているとは言い過ぎではないかと思う。きちんと合議の上で採決もしているので、非民主的ではないのではないか。

### 田村委員

秋山委員の認識がこのようなであれば、今日は仕方がないので、議運をスタートさせていただければよいが、このことに関しては、後ほど共産党の見解を求めたいので、次回よろしくお願います。

### 秋山委員

次回とは、開会日の議運ということか。

### 田村委員

そのとおりである。

### 委員長

協議事項に入る。

- 1 9月定例会の付議予定議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

### 奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、9月定例会に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和元年9月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

9月定例会に提案を予定している議案は、予算2件、条例3件、財産の取得2件、訴えの提起1件、事件議決2件の計10件である。

また、議案以外では、継続費精算報告などの報告事項が18件あり、合わせて28件となる。

議案の詳細については、このあと企画財政部長から御説明するが、私から主なものを御説明する。

はじめに予算については、参議院埼玉県選挙区選出議員に欠員が生じたことに伴い、補欠選挙が10月27日に実施されることとなるので、その管理執行に要する費用について、所要の補正をお願いするものである。また、トンネルや河川の整備など公共事業の追加に係る補正を

お願いするものである。その結果、一般会計の補正予算額は、77億685万1千円となったところである。なお、参議院埼玉県選挙区選出議員補欠選挙に係る補正予算については、来る10月10日の告示日との関係で急施を要するので、他の案件に先立って御審議賜るようお願い申し上げます。

次に、条例については、3件全てが一部改正である。主なものとしては、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の施行を踏まえ、成年被後見人等に係る欠格条項を見直す「埼玉県心身障害者扶養共済制度条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例」などがある。

訴えの提起については、県営住宅の明渡し等を求める訴訟を提起することについて、議決を求めるものである。

事件議決については、一般会計をはじめとする各会計の前年度の決算を認定に付すものである。

以上で、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

## 企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会 令和元年9月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じる。1ページの1番と2番は「補正予算」、3番から5番までは「条例」である。後ほど詳しく御説明させていただきます。6番の「財産の取得について」は、県立学校の授業において使用する超短焦点プロジェクター1,016台及びマグネットスクリーン200台を購入するもので、取得金額は2億878万円である。

2ページの7番も「財産の取得について」である。こちらは、県警において、犯罪捜査で押収した携帯電話を解析するためにノート型パーソナルコンピュータ35台を購入するもので、取得金額は6,088万5千円である。

8番の「訴えの提起について」は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者4名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するものである。

9番と10番の「決算の認定」は、一般会計及び14の特別会計と5つの公営企業会計について決算の認定を求めるものである。

3ページからは「報告事項」である。1番は地方自治法第180条第2項の規定による「知事専決処分報告」3件である。(1)(2)は、法律の一部改正に伴い規定の整備を行ったものである。(3)は損害賠償の額を定めるものである。これは、春日部市の市道上において、公園予定地に設置した防塵ネットが風でめくれ、自転車に乗った歩行者を負傷させたことについて、損害賠償の額を11万3,240円と定めるものである。

2番の「行政報告書」は、平成30年度の主要な施策の成果について報告するものである。3番と4番の「継続費精算報告」は、継続年度が終了した一般会計及び公営企業会計の事業について報告するものである。

4ページの5番の「基金の運用状況報告」は、土地開発基金及び美術作品取得基金の2基金について報告するものである。6番の「法人の経営状況報告」は、埼玉県立大学など5法人について報告するものである。

5ページの7番の「地方独立行政法人の業務実績に関する評価報告」は、地方独立行政法人法の規定に基づき、埼玉県立大学の平成30年度の業務実績に関して、評価委員会からの評価結果を報告するものである。

8番の「健全化判断比率等報告」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率などを報告するものである。

9番の「私債権の放棄に関する報告」は、埼玉県債権の適正な管理に関する条例の規定に基づき、平成30年度に放棄した私債権の種類、件数及び金額について報告するものである。

10番の「観光づくりに関する施策の実施状況報告」は、埼玉県観光づくり推進条例の規定に基づき、平成30年度における観光づくりに関して講じた施策について報告するものである。

11番の「農林水産業の振興に関する施策の実施状況報告」は、埼玉県農林水産業振興条例の規定に基づき、平成30年度における農林水産業の振興に関して講じた施策について報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、条例案を御説明させていただく。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。

1番の「埼玉県心身障害者扶養共済制度条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行を踏まえ、本県が条例で規定している欠格条項について、見直しなどを行うものである。

2ページの2番「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正を踏まえ、複数の建築物の場合の認定申請手数料等に係る規定の整備を行うものである。

3番の「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例」は、道路交通法等の一部改正に伴い、運転免許証再交付手数料をはじめ、各種手数料の額の改定などを行うものである。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。資料3「令和元年度9月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。この補正予算は、10月27日に執行される参議院議員補欠選挙に要する経費に予算措置を講じるとともに、道路・河川などの公共事業を追加することにより、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成したものである。その結果、補正予算の規模は、一般会計で、77億685万1千円。そのうち、補正予算第1号が22億550万7千円、補正予算第2号が55億134万4千円である。

それでは、「3 内容」について御説明する。まず、1つ目の、「参議院議員補欠選挙に要する経費補正予算第1号」は、参議院埼玉選挙区選出議員に欠員が生じたことに伴い、選挙に要する経費を計上している。公職選挙法の規定により、選挙の告示は10月10日、投票期日は10月27日となっている。なお、この補正予算第1号についてだが、先ほど副知事からも御説明したとおり、告示日との関係で急施を要するので、他の案件に先立って御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、2つ目の、「公共事業の追加補正予算第2号」は、国庫補助事業の調整、いわゆる内定差が生じたことにより公共事業を追加するものである。「4 主な財源」についてだが、今回の補正では、特定財源である国庫支出金、県債及び諸収入を主たる財源としている。

資料4は、一般会計補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、9月定例会に提案を予定している議案等の概要である。よろしく願います。

## 委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

**議事課長**

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、9月定例会で審議する請願の締切は、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

**委員長**

3 9月定例会の会期予定等について(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

**委員長**

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民8名、県民2名、民主フォーラム2名、公明2名、共産党1名ということではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。2日目、自民1名、公明1名、共産党1名。3日目、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)質疑質問者氏名及び質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる9月19日(木)の正午までとするので、御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4)会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

この案ではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、休日を除き、発言の2日前の正午までとなるので、御協力願う。

したがって、質疑質問1日目の9月27日(金)に係るものについては、9月25日(水)の正午まで、質疑質問2日目の9月30日(月)に係るものについては、9月26日(木)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 知事就任に対する挨拶についてだが、先例により、知事は就任後最初の議会において挨拶する例となっており、これに対し、議会側からも挨拶を行ってきている。

従前の例は、お手元の資料2のとおり、平成15年9月定例会までは2会派が、前知事2期目の平成19年9月定例会からは1会派が、挨拶を行ってきたところである。

今回の新知事就任に際しては、平成15年までの例に倣い、2会派から挨拶を行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2会派の挨拶については、知事就任の挨拶に引き続き、自民、県民の順に、それぞれの会派の代表者が行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料3及び資料4に基づき、政策調査課長に説明させる。

**政策調査課長**

お手元の資料3「本会議のテレビ中継予定(案)」を御覧願う。

これまでと同様、9月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修のもと、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様へ、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。一般質問の様子は、質問からおおむね1週間以内の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、お手元の資料4「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「9月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、定例会中の本会議の審議風景を、テレビカメラにより収録させていただき、10月27日(日)に放送したいと考えている。

次に、2の「特別委員会だより」である。各特別委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、11月3日及び10日の日曜日に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

### 委員長

6 第19回都道府県議会議員研究交流大会についてだが、お手元の資料5に基づき、政策調査課長に説明させる。

### 政策調査課長

お手元の資料5を御覧願う。今年度も全国都道府県議会議長会主催による都道府県議会議員研究交流大会が予定されている。資料5の2枚目をお開き願う。この大会は、共通する政策課題について意見交換等を行い、地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的としている。開催日時は11月12日(火)の午後1時30分から、開催場所は東京都千代田区平河町の都市センターホテルである。大会の構成は、「新時代における地方議会のあり方」と題する講演と、5つのテーマによる分科会となっている。出席議員数については、主催者である全国議長会から、各都道府県5名から10名程度の議員の派遣が要請されている。

どうぞ、よろしく願ひ申し上げる。

### 委員長

この件については、議長から、例年どおり、10名の議員を派遣したいとお話があった。

については、派遣予定議員数の10名を各会派別議員数により按分し、自民5名、県民2名、民主フォーラム1名、公明1名、共産党1名の配分枠で御推薦いただくことを原則としたいと存じる。また、参加を希望する議員全てに、出席し得る機会を確保するため、改革及び無所属から参加希望があった場合には、別途調整させていただくということによいか。

< 了 承 >

### 委員長

それでは、各会派においては、出席される議員の方を10月1日(火)までに御推薦いただくようお願いする。

### 委員長

7 議員政策研修会の開催についてだが、お手元の資料6にあるとおり、開会日・9月20日(金)の午後1時から開催したい旨、議長からお話があったので、議員各位の御参加をお願いする。なお、昨年度と同様、各市町村議会議長にも参加を呼び掛けているとのことなので、御承知おき願う。

### 委員長

8 閉会中の委員会活動についてだが、お手元の資料7を御覧願う。

9月定例会閉会后となるが、議会運営委員会の視察を11月21日(木)から22日(金)までの2日間で実施したいと考えているが、よいか。



< 了 承 >

**委員長**

それでは、この案に従って実施してまいりますので、視察の詳細については、正副委員長に御一任願う。

< 了 承 >

**委員長**

9 その他の(1)本会議以外の議場の使用についてだが、本会議以外で議場を使用する場合には、従前から、議会運営委員会で協議を行う例となっている。

さて、改選期に当たる今年度、本県議会では、県議会情報提供事業の一環として、県議会のPRを目的としたプロモーション映像を制作する。

この際、映像制作を委託しているテレビ埼玉が、開会日前日・9月19日(木)に映像制作のために議場を使用することについて、許可することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、9月定例会開会日・9月20日(金)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >